

令和2年4月

奈良県部活動の在り方に関する方針

奈 良 県
奈良県教育委員会

部活動の意義

- 学校の部活動は、学校教育活動の一環として、スポーツや芸術文化等に関心をもつ同好の生徒が教員等の指導の下に、自発的・自主的にスポーツや文化活動を行うものであり、より高い水準の記録や技能の習得に挑戦する中で、スポーツや文化活動の楽しさや喜びを味わい、学校生活に豊かさをもたらす意義を有している。
- また、部活動は、生徒が授業で体験し、興味・関心をもった事柄を更に深く体験するとともに、授業で身につけた技能等を発展・充実させることができるものであり、逆に、部活動での成果を授業で生かし、他の生徒に広めることもできるものである。
- さらに、部活動は、自主的に自分の好きな分野での活動に参加することにより、スポーツや文化活動に生涯親しむ能力や態度を育てる効果を有しており、あわせて、体力の向上や健康の増進を一層図るものである。その上、生徒の自主性、協調性、責任感、連帯感などを育成し、仲間や教員等と密接にふれあう場として大きな意義を有するものである。
- このように、部活動は生徒のスポーツや文化活動と人間形成を支援するものであることはもとより、その適切な運営は、生徒の明るい学校生活を一層保障するとともに、生徒や保護者の学校への信頼をより高め、さらには学校の一体感の醸成にもつながるものである。

奈良県部活動の在り方に関する方針の策定

奈良県では、スポーツ庁策定「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び文化庁策定「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を踏まえ、本県生徒の健やかな成長や教員の負担軽減を図り、部活動が、より一層有意義な活動となるための指針として、学校の部活動を対象とし、「奈良県部活動の在り方に関する方針」を策定する。

適切な運営のための体制整備

- 市町村教育委員会や学校法人等の学校の設置者は、本方針を参考に、「設置する学校に係る部活動の方針」を策定する。
- 校長は、学校の設置者の「設置する学校に係る部活動の方針」に則り、毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」を策定する。部顧問は、年間の活動計画並びに毎月の活動計画及び活動実績を作成し、校長に提出する。
- 校長は、自校の活動方針及び活動計画等を学校のホームページへの掲載等により公表する。

指導・運営に係る体制の構築

- 指導内容の充実、生徒の安全確保、教員等の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう、適正な数の運動部及び文化部を設置する。
- 各校の実態に応じて、部活動指導員や外部指導者を積極的に任用する。
- 生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる運動部及び文化部の設置

を推進する。

- 少人数部活動に対して合同部活動等の取組を推進する。
- 生徒や教員等の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等を精査する。

適切な活動時間・休養日等の設定

- 活動時間
 - ・平日は2時間程度
 - ・休業日は3時間程度（長期休業を含む）

ただし、高等学校段階では、各学校において中学校教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、多様な教育が行われている点に留意する必要があることから、学校や地域の状況、生徒の発達の段階、生徒の多様なニーズ等に応じ、活動時間を設定することもできる。

その際は、生徒・保護者に十分な理解を得るとともに、合理的でかつ効率的・効果的な活動となるよう計画を立てること。
 - 休養日
 - ・原則、週当たり2日以上の休養日を設ける。
(平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日は少なくとも1日以上を休養日とする。土曜日及び日曜日に大会やコンクール、コンテスト、発表会等に参加した場合は、他の日に振り替える。)
 - ・長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養をとることができるとともに、部活動以外にも多様な活動ができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。
- ※ なお、休養日及び活動時間等の設定については、地域や学校の実態を踏まえた工夫として、定期試験前後の一定期間等、部共通、学校全体、市町村共通の部活動休養日を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めることも考えられる。

安全管理・体罰等の根絶

- ・活動の前後だけでなく、活動中にも生徒の様子を観察し、健康状態の把握に努める。また、生徒一人一人の心と体の状態等に応じた指導を心がける。
- ・定期的に施設・設備等の安全点検を実施し、破損等があれば使用中止、補修などの措置を速やかにとる。また、生徒に対して使用方法等について指導し、安全に活動できるようにする。
- ・高温下での活動や急激な天候変化については、適切な判断が下せるようマニュアルを作成するなどし、熱中症などの事故防止に努める。

※ 参考：「学校管理下における体育・スポーツ活動中の事故を防止するために

(奈良県教育委員会 平成29年3月)

- ・「体罰・不適切な行為は重大な人権侵害であり、絶対に許されない行為である。」という認識のもと、学校全体で体罰、パワーハラスメント及びセクシュアルハラスメント等の根絶に向けた取組を推進する。

※ 参考：「信頼される教職員であり続けるために (奈良県教育委員会 平成26年3月)」